

対象の拡大・指導時間数の弾力化

・・・新しい「通級による指導」の詳細解説！

《改訂版》

通級による指導の手引

●解説とQ&A●

文部科学省・編著

A5判／160頁／定価1,260円（本体1,200円）＜送料290円＞

【本書の特色】

- 平成18年4月より、対象の拡大、指導時間の弾力化のなされた「通級による指導」に関する待望の解説書。
- 制度の趣旨、これまでの経緯などについて、関係通知等を交え平易に解説。
- 「指導内容・方法」、「指導対象・人数」、「『通級指導教室』の開設に当たって」などの項目別に、具体的な73問のQ&Aを登載し、実際の場面に完全対応。

「はじめに」より（一部抜粋）

昨年12月、中央教育審議会は約2年間に及ぶ審議を経て、『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』答申をまとめ、この中で「通級による指導」の弾力化が提言されました。この提言等を踏まえ、本年3月、文部科学省においては、関係省令及び告示の改正を行い、「通級による指導」の対象を拡大するとともに、指導時間数等を弾力化しました（18年4月施行）。

これにより、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）の児童生徒を、新たに本制度の対象にするとともに、従来「情緒障害者」の中に含まれていた「自閉症者」を独立した号として位置づけました。さらに、指導時間数等の弾力化を行うことと併せ、障害の状態に応じた、よりきめ細かな指導の充実を図ることとしました。

一方、平成5年度に制度化した「通級による指導」の対象者は年々増加の一途をたどり、制度化の初年度には約1万2千人であったものが、本年度には4万人を超える規模にまで増加しました。通常の学級に在籍しつつ、一部の時間のみ、障害に状態に応じた特別の指導を受ける本制度については、今後ますますその活用が期待されるところです。

各都道府県・市町村教育委員会や小・中学校等の関係者におかれては、この制度改正の内容や趣旨を十分にご理解の上、本制度のさらなる活用や円滑な実施にご努力いただけることを願っております。そして、この冊子が少しでも皆様方のお役に立てば幸いです。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp/>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (抜粋)

はじめに

第1章 「通級による指導」の趣旨・経緯と制度的位置付け 趣旨／これまでの経緯／通級による指導の制度的位置付けについて／関係通知等

第2章 「通級による指導」Q&A

1 指導内容、方法

○通級による指導の位置付け

Q 5. LD 及び ADHD とはどのような障害ですか。また、これらが新たに通級による指導の対象になった背景を教えてください。

Q 6. 今回、通級による指導における情緒障害者の分類を整理する理由について教えてください。

○各障害種ごとの指導内容

○指導方法

Q17. 一人の教員が二つ以上の障害種を担当することは可能ですか。

Q18. 同じ時間に同じ場所で異なる障害種の二人以上の児童生徒を指導することはできますか。

Q19. 通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合、それをどのように補ったらよいでしょうか。

2 指導時間、時期

○指導時間数

Q21. 自立活動及び教科の補充指導の時間が週8単位時間までとされる理由は何ですか。

○指導時間及び時期

Q25. 夏休み等の期間中に通級による指導を行ってもよいでしょうか。また、それを授業時数に算定することはできますか。

3 指導対象、人数

○指導対象とその実態把握

Q33. 知的障害の特殊学級に在籍する児童生徒で言語障害を伴っている場合があります。この児童生徒を言語障害の「通級指導教室」に通わせることはできますか。

Q34. 不登校の児童生徒は通級による指導の対象となりますか。

Q36. 障害の重い児童生徒が通常の学級に在籍している場合に、通級による指導を受けることは可能でしょうか。

○その他

Q39. 通級による指導の一環として、幼児に対する教育相談を行っても差し支えありませんか。

4 「通級指導教室」の開設に当たって

○児童生徒の数と教員の加配

○「通級指導教室」をどこに設けるか

○設置の可否と考え方

Q48. 国からの加配教員がなくとも、県が単独で定員を付けた場合、「通級指導教室」を設けることはできますか。

○設置の際の留意点

Q58. 学校経営の中に「通級指導教室」を位置付けるには、どのようにしたらよいでしょうか。

5 通級指導担当教員

○担当教員の専門性

Q61. 通級指導担当教員の研修はどうなるのでしょうか。

○その他

6 巡回による指導

Q66. 盲学校、聾学校及び養護学校の教員に巡回による指導をお願いすることは可能でしょうか。可能であれば、どのような手続きが必要ですか。

7 指導計画及び指導要録等

Q69. 通級による指導において、「通級による指導の記録」はどの程度作成すれば良いでしょうか。また、この記録に記載する事項や様式を教育委員会が定めてよいでしょうか。

8 就学奨励費等

Q71. 通級による指導を受ける児童生徒の通学に要する交通費は就学奨励費の対象になるのでしょうか。

Q73. 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害共済給付の対象になりますか。

第3章 参考資料